

# ○ ヘッジファンドバンキング株式会社に対する検査結果の概要

無登録業者  
(無登録投資助言業)

(株)JG-company  
(株)Master  
(株)S&F

・複数のウェブサイトを通じて顧客を勧誘。契約締結に至った顧客に対して国内株式の個別銘柄の買い推奨などの投資助言を実施。

※当該業者らに対しては、平成30年3月2日付けで金融商品取引法違反行為の禁止及び停止命令発出の申立てを行い、同月29日に東京地方裁判所から禁止及び停止命令が発出されている。

支店運営に関し、  
(株)JG-company  
と業務提携



(株)AKアドバイザーズ(投資助言・代理業)

ヘッジファンドバンキング(株)  
(投資助言・代理業)

問題点(作為的に値付けをすることとなる助言行為)

当社の支店は、無登録業者及び(株)AKアドバイザーズと共同して、株価を急騰させる目的で、以下の手法により、複数の顧客に対し、同時に同一銘柄の株式の買い推奨を行っていた。

- ア 無登録業者等と協議し、推奨銘柄及び日時を決定
- イ 推奨する顧客を選定し、推奨予定日にあらかじめ、買付けの準備を依頼
- ウ 推奨の時刻頃になると、複数の顧客に一斉にメール及び電話で買いを推奨

問題点(投資者保護上問題のある業務運営)

当社は、新宿支店において無登録業者等と共同して行われていた①の行為を見過ごしていた。